

市庁舎問題等調査特別委員会会議録

招 集

令和2年6月25日（木）午前10時 議場

出席委員（8名）

（委員長）戸田隆次 （副委員長）三嶋秀文
今城雅子 岩崎康朗 遠藤通 中田利幸
西川章三 又野史朗

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】辻部長

〔調査課〕塚田課長 東森行財政調査担当課長補佐

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 先灘調整官 佐藤係長

傍聴者

安達議員 石橋議員 稲田議員 岡村議員 尾沢議員 前原議員 矢田貝議員
渡辺議員

報道関係者3人 一般2人

協議事件

- ・鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糺町庁舎整備等事業費に係る債務負担行為の設定について

~~~~~

### 午前10時00分 開会

○戸田委員長 ただいまより市庁舎問題等調査特別委員会を開会いたします。

本日は、お手元の日程のとおり進めてまいりたいと思います。まず、鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糺町庁舎整備等事業費に係る債務負担行為の設定について、担当課から説明を求めます。塚田調査課長。

○塚田調査課長 鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糺町庁舎整備等事業費に係る債務負担行為の設定について、御説明をさせていただきます。

本件につきましては、先般の総務政策委員会において説明をさせていただいておるところでもございまして、ここでは最終的な本市の負担額と今後のスケジュールについて、改めて御確認をいただきたいというふうに考えております。

最初に、事業に係るサービス購入料についてでございます。資料については、令和2年度一般会計補正予算第5回、歳出予算の事業の概要、予算説明資料の巻末の鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糺町庁舎整備等事業費に係る債務負担行為の設定についてを御参照いただきたいというふうに思います。

本市の令和14年度末までの事業期間のサービス購入料に係る債務負担額は、資料表中、右の最下段に記載のとおりでございます。6億6,063万1,000円を想定するこ

とになりました。本市の負担割合につきましては、資料下段に記載のとおりでございます。整備する箇所の性質によりまして、県市で57対43、または、県市で78対22の割合で案文を算出しておるところでございます。

次に、今後のスケジュールについてでございます。資料は本日御配りをしておりますスケジュールについてという資料を御参照いただきたいと思っております。6月2日に実施要項の公表をさせていただきました。その旨を当日御報告させていただきました。その翌日となりましたが、実施要項の現物を配付をさせていただいております。既にこれをお読みいただいている方もあろうかとは思いますが、今後のスケジュールについて、資料を御確認いただきたいと思っております。

最初に、事業者の募集及び選定のスケジュールということでございますが、これは1の表に整理してあるとおりでございます。今年度内に事業者を選定し、本契約の締結を行う予定でございます。次に、契約締結後の事業スケジュールでございますが、2のところに、現在のところというところがございますが、2に記載のとおりでございます。新棟の供用開始予定は、令和5年10月中を予定しているところがございます。説明は以上でございますが、今後の事業の進捗状況等につきましては、引き続き機会を捉えて、随時御報告をさせていただきたいというふうに思っております。私からは以上でございます。

**○戸田委員長** 当局から説明を受けました。質問がございましたら、承りたいと思っております。ありませんか。遠藤委員。

**○遠藤委員** 予算の中身についての議論じゃなくて、もともとこの債務負担行為に係る事業の問題について、お尋ねしていきたいと思っております。

こだわるようだけでも、予算委員会でも議論させていただいて、説明を受けとるんですけども、この協定書に掲げている共同で建設をするという問題は、個々に建設をするんだというふうに、読み替えるんだというような表現をさせていただきますが、そういうような説明になっておるんですが、そうであればなぜ個々に建設するという言葉で最初から協定に書くことができなかつたのか、その辺について再度説明を求めておきたいと思っております。

**○戸田委員長** 塚田調査課長。

**○塚田調査課長** 協定書の内容について、ちょっと手元にございませぬ。詳しく詳細にはですが、協定書については、県市で共同で建物を整備するというところを取り決めて、これをやっていこうということを取り決めたものであるというように理解をしております。個々の事務のやり方やそういうことまでを踏み込んだものではないというふう理解をしております。

**○戸田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** この新棟問題をめぐり、あるいは、基本合意書をめぐるとこの議論を見てると、何か首尾一貫した説明がないんですね。今の説明も僕が聞いておることとは全く違った方向で問題がすり替えられていくようなそんな印象を受けるんですね。ここで書いてあること自身は、共同で建設をするという書いてあるわけです。個々の問題のいろいろなことを個々にするという話じゃないんです。共同で建設をするということは、個々に建設にすると知事が言われたから市長もそうだとおっしゃるけども、そうであれば最初から個々に建設をするという表現でもよかつたんじゃないのかと、こう私は聞いているんです。それはそうじゃなくて、それがなぜそういうふうに共同でやるということが、個々に置き換えられた

のか、これがどうしても疑念なんです私、そうだったら最初から個々に建設をすると、こういうふうを書いておけばよかったんじゃないですか。どうなんですこれ。

**○戸田委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 議員の御質問の趣旨は、以前の御質問にもあったと思いますが、いわゆる、共同というものを、例えば、委託とか連携協約とか、そういったものをつなげて考えておられるということであればですね、これは市長も申し上げていますし、私からも御答弁申し上げたこともあります。県議会でもそういう答弁になっておりますが、県と市はそれぞれ自分たちの主体性を持ちながら、庁舎建設に当たる。そういう意味で、個々に建設する。これもし、委託するとかあるいは事務委任するとかということであれば、ある意味、自分の主体性を相手に委ねてやるという形式になります。それを含めて遠藤委員は、共同というような概念で語っておられるんじゃないかなというふうに、もし、違っていたら御指摘いただければいいんですけども、私は聞いておりますが、そうではなくて、県と市はそれぞれの主体性を持ちながら、庁舎を建設いたします。そういう意味で個々に建設するわけです。ただ実際の建設行為は共同で一緒になって、つまり、個々の主体性を残しながら、一緒に相談してそれぞれの主体性でそれぞれに契約しながら一つの建物を建てていくと、いうことを一緒にやるという意味での共同という言葉が使われていると、このように理解しております。以上です。

**○戸田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** いろいろもって、この言葉をつくっておられるけども、僕は協定書の本文の中身を見ると、共同でやるということは、一緒に県市が一緒になってこの庁舎事務というものやるんだと、こういうことの意味だと私は理解しているんです。共同という言葉は、県市が一緒になって公有の施設を造っていくんだと、いうことだと思うんですね。だからそういう僕は事務の意味からいくと、それが個々に振り分けるような話になること自身は、どうも理解できない。だからなぜ、そういうことにこだわっておられるのかということとは、まず一つ分からないですね、いまだかつて。これいくら議論をしても見解の違いでしょう、きっと。もう一つ、私が伺っておきたいと思うのは、最初この共同で施設を造って共同利用するというこのものの考え方の事業を始めると言ったのは、平成30年ですよ、30年に市長が就任されてから平成30年に行政改革大綱に、たしかこれ載ったと思うんですね、記された。それが最初じゃなかったと思うんです。共同設置、共同利用という、公共施設の在り方の問題、それを見たときに、どういう考え方でこういうのをやるというお考えになったのか。その説明は今まで聞いたことがないんですけども、理念的にはどういうことでこれは共同利用、共同設置ということになったんですか、いうものを掲げられたんですか。

**○戸田委員長** 岩崎委員。

**○岩崎委員** 誠に遠藤委員の質問を遮るようなことを言って申し訳ないとは思いますが、そもそも委員会の進め方において、若干の疑義がございますので、お話をさせていただきたいと思います。委員長のお考えを聞きたいと思うんですけど、そもそも全員協議会での債務負担行為の件、あるいは、新棟建設の件は、今まさに予算決算委員会並びに総務分科会等でこのことは審査されていると、今遠藤委員の言われるそもそも論とか、そういう手続き論、そういったものに関して、この本委員会ですべき内容なのかどうなの

か、私はそれはそぐわないと思って、むしろ例えば、一般質問等でやられるのは、一向に当たり前のことだとは思いますが、本委員会でこれを深掘りしていく、もともとをただしていくということは、合っているのかどうなのか、委員長、采配を振るうところでどう思われているのか聞きたいと思います。

**○戸田委員長** お答えさせていただいてよろしいですか。

私もいろいろと議員さんの意見を伺っております。そうした中で、今一度振り返った中で、この本委員会の設置に当たって、市庁舎建設に係る調査研究に関する事。もう1点は市庁舎再編ビジョンの検証に関する事、というのが設置目的でございます。その内容を踏まえていろいろと多角的に検討しております。そういう中で、今おっしゃったように、全協並びに常任委員会で話をされておられますが、前回この問題を取り上げお話をしましたように、この水準書の中に、もう一つが債務負担行為に当たる負担割合というのが示されておられませんでしたので、私は供すべきではないという解釈でございました。しかしながら今回、債務負担行為は別として前回の常任委員会の中で、委員さんからもお話がありましたように、これの予算権はこの委員会では持ち合わせておられない。ただ、これから庁舎問題については、多角的に検討すべきであろうという、私は意見等を踏まえて、いろいろ考えた中で、今日の場合を設けさせていただいたと、だから今回も分庁舎については、今日である程度債務負担行為が議決になるかどうか分かりませんが、その辺のところでは事務が進むであろうというふうに思いますけれども、そういうふうな観点で今後の委員会等を進めさせていただければなというふうに思っております。ただ、いろんな意見を私のところに寄せられます。この委員会の設置に当たっては、代表者会の申し合わせ事項の中で、そういうふうな懸念が生じてくるだろうなという危惧感も皆さん方、共有されておられたと私は思っております。そうした中で、本市の大事業であるので、この問題はきちっとある程度調査研究なり、検証をしていく必要があるのではないかとというような皆さん方の共有の中で私は設置されたというふうに思っておりますので、その内容を淘汰してまいりたいというふうに考えております。

**○戸田委員長** 岩崎委員。

**○岩崎委員** そもそも全員協議会でもそれぞれいろんな立場での御意見が出ておりました。この新棟建設に関しては、目下第2庁舎の問題等もあって、これは急ぐ必要がある。建設をすべきだという意見が大半を占めていたと思います。その中で、今いろいろ質問されている点というのは、そもそも糶町庁舎は、ちょっとそぐわんじゃないかと、認められんという意見の前提で話が進んでいるということですが、一方もう今議会で、これは債務負担行為として、議案が上がっている以上、これは進むことが前提だというふうに私は解釈しております。果たしてここで、この委員会でこのままこういう質問をずうっと受け付けてやるべきなのかどうなのかという点においては、私はそうすべきではないと思っておりますが、私だけの意見かもしれませんが、もしよろしければ、委員長、その辺のところを委員の皆さんにお諮りをいただければでしょうかと思っております。

**○戸田委員長** 今岩崎委員さんのほうからそういうふうな御意見が出ましたけれども、皆さん方1人ずつ御意見をいただければなと思います。今後の本委員会の運営に当たって大事な部分であろうというふうには理解しております。そういう観点から、御発言をいただければありがたいなというふうに思いますが、遠藤委員。

**○遠藤委員** 岩崎委員が副議長という立場の肩書がある人がそのような発言をされるとは意外だと思っています。議会で特別委員会を設置したのは、委員長が言われたように、総合的に検証していくということが前提にあると思っています。債務負担行為の予算が上がったんだから、もう議論は終わりなんだというような、そういう議論は僕は感覚的に、議会になじまない。予算についての最終的にどうなるかということは最終日じゃないと分からない。その過程でいろいろな意見を出し合うというのは当たり前のことだと思う。予算が上がったんだから、もう議論は終わりだというような議論は議会になじまない。しかも副議長である岩崎委員が、そのような議会運営の感覚だなんてことは、想定できませんね。私は思いますのは、総合的にこの庁舎問題、これについて全体にやっていく、結果的にそれがどういうふうになるかは別にして、検証をするということ自身を否定してはいけません。私はそれが議会特別委員会のその性格だと思っていますから、総合的な形での議論ができるようなそういう条件と要件を申し上げておきたい。

**○戸田委員長** ほかにございませんか。又野委員。

**○又野委員** 今回、特別委員会は総合的な市庁舎問題の話をしていくべきだと思いますので、いろんな意見を出せる場であってほしいと思います。いろんな質問も市庁舎問題に関わることであれば、出してもいいかと思っておりますし、私が最終的に判断する上でも、いろんな意見を聞きたいと思っておりますので、様々な意見があってもいいかと思っております。以上です。

**○戸田委員長** ほかにありませんか。中田委員

**○中田委員** 議案に、冒頭に遠藤委員が予算審査に関わる部分とはということで質問しておられまして、僕もそうあるべきだと思っていますけども、糺町庁舎の建設に関わる債務負担行為ということで、前提条件としてどういうものをどういうやり方で進めていくのかということが、総務政策委員会で議案として扱われています。確かに当委員会は、特別委員会は、庁舎に関わることを総合的にやるということなんですけど、議案に上がっていることについては是非論を、今の時期に判断し問うべきところではないと思っています。それで、ここまで議案が上程されている状況であれば、例えばそれを前提として、当局のほうは糺町を造っていくことを前提として組み立てを全体的に進めていかれる、総合的に進められていくと思うので、我々としては、その前提としてやっている部分の、例えばどこに理解できない部分があるのかですね。例えば、糺町庁舎をさっき言った案分率を持ちながら実際には一つの建物を共同で建てていくとすれば、そうすると今後のPFI方式によって管理がそのまま継続されて10年間という部分の中で、その主体的な責任においてどういう形でそれが管理されていくのかとかですね。そういった分からない、分かりにくいことを聞いたりするのは十分あってもいいと思います。ただ、今上がっている議案の是非論をここでもやるというのは、私はそれは違うと思っています。

**○戸田委員長** ほかにありませんか。今城委員。

**○今城委員** 私は、糺町庁舎の分庁舎化、新設ということについては、これまでの委員会でも何度か申し上げてきましたけれども、新たな、そもそもとして第2庁舎の耐震不足ということと借地問題を解消していくという大きな問題をどう解消していくのかという方策の上で、ビジョンとして考え出した一つの方向性だというふうに思っていますので、この糺町庁舎の分庁舎化ということについては、我々が今後市民の皆さんの安全とか安心とか

をきちっと担保できるような庁舎であり、また今回のコロナウイルス等のことでも、リスクの分散化ということが、また庁舎の分散化においてのどこでも庁舎として使っていけるというそういう機能を持たしていただきたいということは、これまでの委員会でも申し上げてきたところなんで、またこのことについては、そのように当然計らっていききたいという御答弁もいただいておりますので、この件については、今回議案が上程されているということを踏まえて考えますと、方向性としては、私は進めていくということについて、粛々と進めていっていただけるほうが、安心だなというふうに思っているところです。当然、議決は最終日ですので、どのようになるかということは個々の思いの中で最終的には決まっていくことだとは思っていますので、そこについては申し上げるべきもないと思っています。ただ、この委員会で行うべきことというのは、糶町庁舎の在り方のそもそものいいか悪いかということではなく、その内容やどういう使い方、どういう機能を持たしていくのかということについてをしっかりと検証していくというふうにそもそもあるべきだと思っていますので、個人個人の是非論とか、もしくは、これまで何度も県の方にも来ていただいたところで説明を受けていますが、これまでやってきた進め方においての様々な協定とか合意とかということについて、違法性はないんだというふうにおっしゃっているところは、私も法的なところでお聞きしたところだということは前回も申し上げたところですので、そこについてのところを、あたかも不法な行為なのであるというようなことがずうっとこの委員会での部分について、議論をしなければならないということでしたら、その部分は、もうするべきではないと思っていますので、そこではないところで、先ほど申し上げたような機能の問題であるとか、我々がもうちょっとこういうところをグレードアップしてほしいんだけどな、というようなそういう議論において、この委員会ではやるべきではないかなというふうに思っていますので、そのように取り計らっていただきたいと思います。

**○戸田委員長** ほかにございませぬか。遠藤委員。

**○遠藤委員** それぞれ意見を出せば、それぞれの意見になると思います。僕は一番大事なことは、議会というものは、何を物差しにしながら、はかりにしながら議論をするかという場所だと思っています。だからこの庁舎の問題について、地方自治法では、最小の経費で最大の効果を上げるという本旨があるわけです。そういうところの論点から見たときに、本当にこの経過はそれなのかと、こういう議論だって私はあり得ると思うんです。そもそも論はおかしいというのではなくして、そういう基本的な観点で見て議会がチェックをして、妥当であるか妥当でないのかという、妥当でなかった場合にはそれを意見として市長に対して議会として意思を表明すると、僕はそういう当たり前のことの議論をするのに、ここのこういう制約があって、やらなきゃいけませんよというやな議論は、議会になじまないと思っています。それぞれ皆さん立場があるわけですから、そこはそれぞれの政策主張があるわけですから、それを一つのものにした議論をしましょうなんて話は不可能な話です。そのために25人という、それぞれの立場の市民の皆さんに選ばれた議員定数が定められてあるんじゃないですか。また、そういうことを考えると、総合的に議論をして検証をすべきだと思います。

**○戸田委員長** ほかにありませんか。

なかなか意見がまとまりませぬので、一旦今日は閉じさせていただきます、皆さん方の意

見を拝聴した内容を改めて正副委員長で調整をさせていただいて、今後の進め方を改めて委員さん方に御提示させていただきたいと思いますが、そのような取り計らいでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

**○戸田委員長** 次回の同特別委員会の開催については、正副委員長で調整をして、また皆さん方に調整させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは以上で、市庁舎問題等調査特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

**午前 10 時 24 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

市庁舎問題等調査特別委員長 戸 田 隆 次